

「介護職員等特定処遇改善加算」算定の「見える化要件」について

「介護職員等処遇改善加算」とは、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善効果継続のため、平成24年度の介護報酬で介護職員処遇改善加算が創設され、その後、令和元年10月には介護職員等特定処遇改善加算、令和4年10月には介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されてきました。

さらに、令和6年度の介護報酬改定において、これらの加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算が創設され、加算率のさらなる引き上げ及び配分方法の工夫が行われることになりました。

加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までを取得していること
- B 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること、という3つの要件を満たしている必要があります。

「見える化」要件とは、特定処遇加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表制度や当法人ホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

●加算の取得状況

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）

●賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容

入職促進に向けた取り組み

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職場体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施、資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実

- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・ タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

やりがい・働きがいの醸成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供